

令和6年7月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	渋川開拓・白屋 (渋川開拓、白屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月28日 (第 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している
- ・遊休農地が増加している
- ・中心経営体の高齢化が著しい
- ・農地が分散している
- ・湿田が点在している

(2) 地域における農業の将来の在り方

環境にやさしい農産物(コメ、野菜)生産やコスト削減に向け耕畜連携を進め、有機農業の実現を目指して行く。
担い手確保に向け、若手農家と地区の中核農家と話し合いの場を設け、後継者育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	327.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	327.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地元の中心経営体への農地の集積・集約を進め、併せて当地区を耕作する地区外の中心経営体への働きかけにより農地の集積。集約を進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区の農地の貸借は、中間管理機構を基本とし、段階的に中心経営体への集積・集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
湿田等の状況改善のため(暗渠整備、排水整備等)補助事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や後継者育成のためJAや普及センター、土地改良区などの関係機関と連携を図り、農地の斡旋から栽培技術まで、きめ細かな支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手がカバーできない農地について、JA新しいわてへの乾燥調整作業等を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--